

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」の一部改正案に係るパブリックコメントの実施結果について

平成23年1月21日
循環型社会推進課

1 意見募集期間

平成22年11月25日(木)から12月22日(水)

2 改正案の概要

- (1) 国が認定する無害化処理施設(石綿廃棄物、微量PCB廃棄物の無害化処理を行う施設)について、実証試験前に条例手続を行うことを義務付ける。
- (2) 既存施設を更新、承継(譲受、相続、会社の合併等)する場合、一定の要件を満たす場合に限り、条例手続を不要とする。
- (3) 事業者が開催する説明会に、必要に応じて県が立会できる規定を設ける。
- (4) 県が事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行う際、学識経験者その他の者に協力を求めることができる規定を設ける。
- (5) 産業廃棄物処理施設で届出により一般廃棄物を処理したときは、その処理状況の報告を義務付ける

3 意見件数

(1) 総数 9件

県民局経由	市町村等への照会	業界団体への説明会	計
1	5	3	9

(2) 主な意見と対応

ア 改正内容に対する意見

意見の内容	対応
承継により経営者が変わると埋立廃棄物、排出事業者等事業内容が変わることがあり住民は不安。特に経営者が県外業者となった場合等は説明が必要ではないか。	このたびの改正では、従来から条例手続を不要としている処理能力の増大が10%未満などの軽微な変更に限定して施設更新と承継を認めようとするものである。このため経営者が変わって埋立廃棄物等の事業内容が変更されることにより、軽微な変更該当しない場合は、当然、改めて手続を行っていただく必要がある。
説明会には関係市町村も立会できることとしてはどうか。	意見を踏まえて、「必要に応じて関係市町村に立会を求めることができる」よう修正する。
説明会は県が必ず立会したほうがいいのではないか。PCB廃棄物などは、不適正処理する業者も多くおり、不適正処理をなくすためにも県の立会は必ず必要。	条例の趣旨として、まずは事業者の責任において関係住民の理解を得よう努めていただくことが重要であり、事業者と関係住民が相互の意見及び見解の理解に努めていただくことを基本としていることから、必要に応じて立会できることとするものである。なお、ご指摘のような不適正処理が懸念される場合などは、当然立会を必要とする場合に該当すると考えている。
産業廃棄物処理施設で一般廃棄物を処理したときの処理状況の報告について、市町村にも同様に一般廃棄物の処理状況を報告しているため、報告は市町村のみとしてほしい。	報告を徴収している市町村もあり、県も必要に応じて廃棄物処理法第18条に基づき報告を求めることができることから、意見を踏まえて改正を行わないこととする。

イ その他の意見

意見の内容	対応
災害時の仮設処理施設等の設置場所を市町村が定める場合、本条例の手続きを準用するということにはならないか。	市町村が設置する一般廃棄物処理施設については、廃棄物処理法により市町村が条例を定めて本条例と同様の手続を行うことが規定されているため対象外としている。災害時の仮設処理施設の設置場所等については、防災計画等に盛り込まれていない市町村もあることから、別途に注意喚起していく。

4 今後の予定

平成23年2月 2月議会に条例案附議
4月 改正条例施行